

特 集

【新プロジェクト】

ミャンマー法整備支援プロジェクト ～フェーズ1の回顧とフェーズ2の課題～

JICA長期派遣専門家（チーフアドバイザー）

野瀬 憲 範

1. はじめに

ミャンマー法整備支援プロジェクトは、2018年6月1日からフェーズ2に切り替わった。今般、当プロジェクトが、フェーズ2に切り替わった機会を捉まえて、フェーズ1の振り返りと、フェーズ2の概要について紹介をせよとの依頼を受けたものである。

小官は、大学等で日本を含む法整備支援の歴史や背景等を学んだことはなく、学術的な専門性を背景にしてミャンマーの法整備支援を考察する能力はない。

また、フェーズ1の振り返りについては、独立行政法人国際協力機構（JICA）本部において、終了時評価を行ったところである。

そうした中で、小官が、得手勝手に、フェーズ1を振り返り、フェーズ2の課題や展望について記載することは、法整備支援の研究者、あるいは、黎明期からこれに関わっておられた諸先輩方から論難されるかもしれないし、また、終了時評価とは異なる視点で記載することになるのではないかと思い、躊躇を覚えるところである。

他方、小官は、2014年4月に法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官に着任して以降、現在まで、ほぼ一貫して当プロジェクトに関わってきており、これまで書面等で明示的に記載されていないこと、例えば、小官が感じたこと、あるいは、前任者や関係者から「なんとなく伝わっている事実（あるいは事実らしきもの）」を記載することで、後任者や当プロジェクト関係者にそうした「事実」等を共有することは幾何でも意味があるのではないかと考え、また、他のプロジェクト関係者にとってみれば、もって他山の石としていただけるのではないかと考え、本稿を記載することにしたものである。

なお、小官が専門家としてアサインされて以降に関わったJICAの活動については契約上、保秘が要請されるため、本稿は、オープンな情報もしくはICD教官として勤務していた時期に得た情報などに基づいて記載している。

もとより本稿は私見である。

2. プロジェクト開始前

本プロジェクト開始前の時期について、小官は、国際協力の分野に関与しておらず、以下の事項は、着任後に関係者から聞いたことなどを元に記載した。

(1) プロジェクト開始のきっかけ

我が国は、ミャンマーが2011年3月に軍事政権から民政移管を果たしたことに呼

応し、2003年以降基本的に見合わせていた新規経済協力案件について、2011年11月以降に支援を開始し、2012年4月21日に行われた日ミャンマー首脳会談後に発出した共同プレスステートメントにおいて、従前の経済協力方針¹を見直し、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に支援を実施する。」として、国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む。）、経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援を表明した。

法整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）」の中の「制度整備・運用能力向上（行政手続の透明性・効率性向上、法制度運用能力の向上等）の支援」に含まれるものである。

こうした動きに対応して、ICDにおいては、2012年4月に、大学教授を講師とした勉強会、2012年6月には、財務省財務総合研究所が行っていたミャンマー証券取引法令策定支援にオブザーバー参加する形で国際協力部教官及び専門官がミャンマーに出張²するなどして、JICAが行う法整備支援プロジェクト実現に向けた動きが加速していった。

（2）共同招へいと実施機関

本プロジェクト開始³前に、慶應義塾大学が最高裁判所（最高裁）長官⁴を、JICAが法務長官⁵を招へいした際、ICDは、それぞれに招へいに協力⁶し、それら招へい中のディスカッションを通じて将来のプロジェクトのデザイン等を協議している。

プロジェクト組成の初期段階においては、憲法裁判所を実施機関に加えることも検討対象になったと聞いているが、議会（人民代表院、民族代表院）に設置された委員会の法的性質（連邦レベルか否か）を巡って議会と見解が対立し、憲法裁判所のメンバーが2012年9月に辞任したことに伴い、具体的な協議に至ることはなかったとの由である。

¹ 我が国はミャンマーに対し、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、民衆が直接恩恵を受ける基礎生活分野の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、支援を実施。

² なお、出張旅費は法務省負担である。

³ 開始時期については、「3.（1）参照」

⁴ 2012年11月24日（土）～同年12月2日（日）（移動日を含む。）

⁵ 2013年6月8日（土）～同月16日（日）（移動日を含む）

⁶ 共同招へい。なお、法務長官招へいについては、国際民商事法センター（ICCLC）も共同招へいである。

3. フェーズ1の開始

(1) フェーズ1の開始とプロジェクト期間

JICAは、2013年8月、最高裁と法務長官府との間で、R/D⁷を締結し、法務長官府との間で、同年11月20日から、最高裁判所との間で、2014年1月7日から、同プロジェクトフェーズ1が開始された。プロジェクト開始年月が両機関でずれた理由は、最高裁との間ではプロジェクト開始時期について「専門家の着任後から3年⁸」とされている一方、法務長官府との間では「R/D締結から90日後⁹」とされていることに起因する。この結果、終期がずれることになっていたが、後に述べる中間レビューが行われた際にR/Dを改正するM/M¹⁰を締結し、その結果、終期のずれが是正されることになった。

(2) フェーズ1のプロジェクト目標

フェーズ1のプロジェクト目標とオーバーオールゴールは、以下のとおりである。

【オーバーオールゴール】

Rule of Law, Democracy and Sustainable Economic Growth are promoted by the development of laws and regulations corresponding to social and economic situation in Myanmar as well as international standards and appropriate implementation of such rules.

【プロジェクト目標】

To improve institutional and human resource capacity of Myanmar legal, judicial and relevant authorities to develop and implement laws in response to the needs of the time.

(3) ストラテジックプラン等

カウンターパート機関である最高裁及び法務長官府ともに、3年ないし5年のストラテジックプランを作成している。3年ないし5年間に行う目標を、5つの「Strategic Action Areas/ Strategic Objective」に分けた上、各「Strategic Objective」を「Strategic initiative」に分けた上でプライオリティ付けをし「Time-line」と「Responsible Persons」が記載されるという構成になっている。

アクションプランも基本的には同じ構造で、「Strategic initiative」の下に「Actions」が設けられており、「Responsible Persons」も同様に設けられている。この Responsible Persons 欄には、最高裁／法務長官府の部署とともに、協力をする各ドナーも記載されている。

ストラテジックプランやアクションプラン作成は、国連開発計画（UNDP）等がサ

⁷ Record of Discussion

⁸ Duration of the Project will be three (3) years from the date when the first Japanese expert(s) for the Project arrive in Myanmar.

⁹ Starting date of the project shall be after 90 days of the signing date of the record of discussion. なおPDMのProject Periodについては、理由は不明であるが、“From November 22, 2013”との記載がある。

¹⁰ Minutes of Meeting

ポートしており、このストラテジックプランが発表された2014年12月当時、JICAプロジェクトは、ストラテジックプランについてやや否定的な見方をしていたのではないかとかがわれる。その当時、日本側関係者に対して、①作成のイニシアティブには、UNDPが、計画策定過程においては、USAIDが協力したこと、②その内容については、階層間の論理性に問題があると思われること、③当プロジェクトの活動に関わる部分についても誤った記載が散見されることなどを報告していることから、ストラテジックプランに対する当時の反応が垣間見える。

この当時発表されたストラテジックプランは、現在「2018-2022」のストラテジックプランに移行しており、同ストラテジックプランもUNDP等が支援して作成したものである。

現在では、最高裁及び法務長官府とも両長官の認可をそれぞれ得たストラテジックプランに沿って活動していくことを重視していることが判明しているため、「階層間の論理性」などは問題とせず、このプランの存在を前提に、このプランが発表される前に行われるステークホルダーズミーティングなどで、JICAとしては、JICAのできること、将来的に行いたい活動を主張し、それを同プランに反映されるようにしている。

(4) 中間レビュー

2015年7月、中間レビューを行った。同レビューを行った理由は、①R/Dにその旨の記載があること、②プロジェクト開始から、約1年9月が経過してミャンマー側実施機関の業務実態に即してPDMの指標等を変更することに目的があったが、それらと併せて、③プロジェクト期間を延長することについて、大使館を含めた日本側関係者と協議し、プロジェクトの方向性を説明してその理解を得るという点にあったと記憶している。

当時、日本側関係者は、社会経済を下支えする司法インフラにフォーカスする当プロジェクトに一定の意義があることを認めつつも、進出企業のためにもなるプロジェクトであることを求めていた。また、プロジェクト期間が終了するというだけの理由で、フェーズ2への移行あるいはフェーズ1の延長を当然に認めるわけではない、という立場をとっていたと思われる。JICAあるいは当プロジェクトに協力するICDとしては、3年間のプロジェクト期間終了後も、プロジェクトを継続したいとの意向で一致していたため、大使館を含む日本側関係者と協議して、その関心事を把握するとともに、当方の方向性を説明してその理解を得ることも中間レビューの重要な一つの目的であったと理解している。

なお、フェーズ1の延長か、フェーズ2への移行かということに関して言うと、ミャンマー側の行政手続に時間を要することから、プロジェクト延長の方向が模索された。具体的には、ミャンマーは、年央採択が認められている国であるが、関係機関から要請書の提出を受け、タスクフォースで検討し、採択通報した後、R/Dの協議を行って、専門家の派遣手続をすすめることを考えると、残り約1年3月では間に合わないとして、

延長の方向を模索することにしたものである。

延長の可否については、中間レビューの際の説明が功を奏したのか、2015年8月ないし9月、大使館を交えたテレビ会議の際に、延長の方針についての大使館了解が得られた。

こうした協議の後、実施機関とも合意してフェーズ1が、2018年5月末まで延長されることになったわけであるが、この結果、上記3.(1)で記載した最高裁、法務長官府、それぞれの間で合意されたR/D上のプロジェクト終了時期にずれがあるという点も解消された。

おって、延長期間が1年半となったのは、当時のJICA関係者から「プロジェクトの延長期間は、最大で現行プロジェクト期間の半分しか認められない。」と説明を受けたことが理由であるが、後に確認したところ、必ずしもそうした縛りはないとのことであった。

(5) フェーズ1の本邦研修

フェーズ1の期間中に行った本邦研修は、合計12回であり、テーマ等は、以下のとおりである。

第1回(2014年5月)	法・司法制度一般
第2回(2014年11月)	研修制度
第3回(2015年3月)	立法過程
第4回(2015年6月)	会社法
第5回(2015年11月)	研修制度
第6回(2016年2月)	知財裁判制度関連
第7回(2016年6月)	倒産法
第8回(2016年11月)	調停・民事訴訟
第9回(2017年2月)	倒産法
第10回(2017年6月)	ビジネス関連法
第11回(2017年11月)	知財裁判制度
第12回(2018年3月)	新しいタイプの証拠

カウンターパート機関である最高裁及び法務長官府職員を中心に合計167人が参加した。この中で、特筆すべき試みは、2つである。1つは、テーマによっては、カウンターパート機関のみならず関連する機関にも声がけした点である。例えば、第6回の研修には、警察、科学技術省(当時)、税関からも職員が参加した。1つは、第7回本邦研修以降、必ず国会議員も研修員に加えることにしている点である。法律あるいは制度構築に関与しようとする場合、国会議員をインボルブしてその理解を得ることは、当地においては極めて重要であり、その点に着目したことは、グッドプラクティスではないかと考えている。

(6) 会社法

当プロジェクトの活動として、会社法の起草そのものを行うことが含まれていると捉えられている節がないでもないが、これは不正確である。会社法の起草それ自体を担当する省庁は計画財務省投資企業管理局（DICA）であり、当プロジェクトのカウンターパート機関ではない。会社法起草支援のスキームは、貧困削減基金を用いてアジア開発銀行（ADB）に出資し、ADBがコンサルタントを雇上してドラフトを作成し、DICAの起草を援助するというスキームであると承知している。当プロジェクトのカウンターパート機関である法務長官府が法案の審査を行う権限があることから、審査支援を通じて、会社法案にコメントをするというスキームであり、当初から、当プロジェクトは、会社法案起草そのものを目指していたわけではない。

もっとも、プロジェクト開始前の2012年12月時点では、当地に出張したICD幹部が、①法務長官府の役割が極めて大きく、②法律の起草過程における法務長官府の権限と責任は法律上も事実上も強大であり、他の官庁や最高裁を圧倒している旨報告している。当地で勤務している小官が、当地の省庁間バランスについて言及するのはいかがかとも思うが、少なくとも、小官は、法務長官府の権限と責任が「他の官庁を圧倒している」と感じたことはない。誤解を恐れずに言えば、上記報告はややミスリーディングではなかったかと思われ、こうした誤解に基づいて、何らかの機会に、関係者がその旨対外的に説明したことにより、「プロジェクトが会社法起草を行っている。」という誤解が生じたのではないかと考えられるところである。

もっとも、プロジェクトにおいても、法務長官府等との間で、約20回のワーキンググループ活動や調査団を派遣しての協議を行い、また、法案に対するパブリックコメント等にコメントをするなどして上記審査スキームを通じた支援を行っている。

上記活動は、職員の能力向上には役立ったかもしれないが、当該コメント自体は、ほぼ反映されることはなかったと理解している。

(7) 倒産法

最高裁から、倒産法についての支援要請を受け、当プロジェクトでは、2015年8月から、倒産法についての支援をすることとなった。当時の報告によると、同年8月27日に「進め方を議論するための会合」を開いたとのことである。同報告によると、JICAのみならず最高裁も、当初は、会社法に含まれる企業倒産までは支援の射程に入れておらず、個人及びパートナーシップの倒産をターゲットにしていたようである。いずれのころから判然としないが企業倒産までその射程に入り、2015年11月ころには、ADBも同分野の支援について関心を有していることが判明し、また、翌2016年6月ころまでの間、最高裁、JICA、ADBの間で、支援についてのデマケーションの調整がなされた¹¹が不調に終わり、このころになると、企業倒産も対象とした起草

¹¹ たとえば、2016年5月20日に三者会合が開かれている。

支援自体が求められていた。

A D Bからは、企業倒産についてはA D Bが、個人倒産についてはJ I C Aが起草支援をするという案も提示された。しかし、進出企業の支援としての法整備が重視される傾向の中で、企業倒産にJ I C Aが関与しないという選択はしづらく、結局、J I C A、A D Bともに会社倒産、個人倒産を含めてドラフトをすることになったが、最終的にはA D Bドラフトが採用されることになった。

最高裁は、2018年5月に行われた倒産法ドラフトに関するステークホルダーズミーティングにおいて、J I C AのWG及び本邦研修でのインプットに対して謝意を表しはしたが、起草活動は、法案が採用されなかったという意味では、今後の活動に教訓を与えてくれる。支援活動を開始した時点で、時代に即応した倒産法を素早く起草しなければならないというプレッシャーが最高裁にはあったわけであるが、そうした最高裁を取り巻く状況を正確に把握できていたか、専門家に出来ることには限りがあるので必要があれば法律事務所などを雇上して起草をする、あるいは予算措置を講じるべきではなかったか、などの点については自戒／反省を含め今後の参考になると思われる。

また、後付けではあるが、起草のデマケーションについての最高裁の考えを適切にキャッチし、最高裁が企業倒産についてはA D Bに任せたいとの意向を持っていることが分かった時点で、個人倒産をJ I C Aが行うという方針に転換することも考えられた。個人倒産も、マイクロファイナンス規制などに関連があるので、ミャンマーサイドのみならず、日本サイドにとっても意味のある支援となったのではないかとと思われるところである。

(8) 知財裁判制度、調停等

上記(6)、(7)に比して、標記活動は、順調に推移していると思われる。順調な活動は、ことさら本稿に記載せずともプロジェクトの成果として残ることになると思われるので詳細は記載しないが、これら活動に共通している要因は以下のとおりである。

まず、①カウンターパート機関から協力要請があった際¹²に、先方のニーズを的確に把握したこと、②アドバイザーグループのメンバーや弁護士知財ネットの方々¹³、日本国内の研究者や実務家の皆さまの御協力を得て、また、J I C A予算を逐次投入することなく、協力初期段階では、現地セミナーや本邦研修を比較的短期間に集中して行ったこと、また、その後も、③アドバイザーグループを少人数かつフラットな構成にして、アドバイザーグループや協力していただいている先生方との意見交換及び意見集約を容易にしたこと、④セミナーとWGとうまく連動させてセミナーでのゴールを明確にしたこと、などが順調に推移している理由ではないかと考えている。

¹² 知財裁判制度については2015年9月ないし10月ころ

¹³ 知財裁判制度に関する協力についての記載である。

(9) ガイドライン作り，教科書作り

標記活動も，順調に推移していると思われる。法務長官府との間では，ジョイントベンチャーアグリーメントとリースアグリーメントに関する契約審査ガイドラインを，最高裁との間では経済関係法令に関する教科書作りを行っている。ガイドラインや教科書の巻頭に長官等からのレコメンデーションを掲載することで，デファクトスタンダードとなることを目指している。

これら活動は，それぞれ異なる当地日系法律事務所と有償の業務委託契約を締結した上で，その協力を得て行ったものである。こうした活動が順調に推移している要因は，①そもそもミャンマー側の関心が高い事項であること，②法律事務所とは契約がベースとなっているので，資料作成や成果品の遅延等がないこと，③法律事務所は，こうした分野の経験が豊富で，経験に裏打ちされた適切な資料等を作成できること，などがあげられる。なお，後者の教科書作りの協力については，法務省訟務局の協力も得ている。

こうした協力については，伝統的な技術移転の考え方との間で，あるいは，専門家の業務とのデマケーションの観点から，様々な意見があると承知している。ただ，当プロジェクトとしては，①先方の求めるものをより早く届けることができること，②より専門性が高く経験が豊富な弁護士の方先生方に依頼する方が，より適切なものを作成できること，③同じスピードと品質のものを専門家のみでできる場合は格別，そうでない場合，専門家にかかるコストと比して割安であること，④プロジェクト目標にあるとおり，経済関係法令についてコミットする必要があること，などの点から，かかる取組に意義のあるものであると考えている。

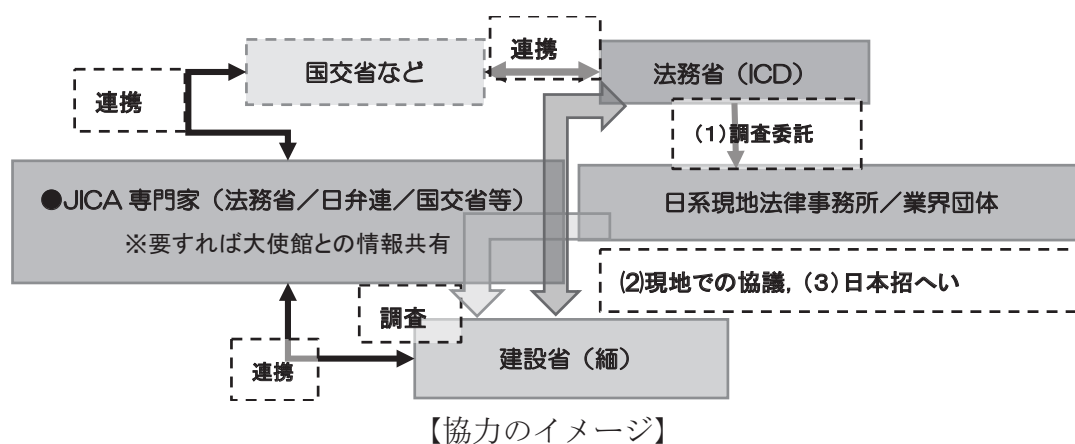
(10) 土地に関する活動

プロジェクトのメインの活動ではないが，付随する活動の一つとして土地に関する共同研究がある。本研究は，ICDの予算を用いて行うものであり，①日本からの出張をして当方関係機関との協議，②ミャンマー側関係機関の招へい，③法律事務所や日本の業界団体への調査委託，の3つを組合せ「土地共同研究」として行うものである。

本研究は，当地法律事務所から示唆を得て，当プロジェクトにおいてスキーム等を構築し，2017年4月，当時のICD部長の出張時に建設省を訪問して協議し，本共同研究を行うことにつきアドレフベースで合意がなされたものである。本活動には，国土交通省から派遣されたJICA専門家にも協力をしていただいている。

本共同研究を当プロジェクトのメインの活動として行わない理由は，カウンターパート機関がプロジェクトスキームからずれること，土地はセンシティブな問題を含んでおり，JICAの活動として正面から行うことを必ずしもよしとしない日本人関係者がいることなどが理由である。他方で，当プロジェクトがこれに関わる理由は，土地法制やその運用は進出企業にとっても重要であるし，他のプロジェクトが始める際の基本情報にもなるし，また，こうした基礎調査への協力も法務省と連携する当プロジェクトの責務であると考えからである。

なお、本年度（2018年度）は、日本土地家屋調査士会連合会に調査委託をする予定であると聞いている。



4. フェーズ2移行に向けた経緯

フェーズ1について延長がなされたものの、JICA担当部署や国際協力部としては、4年半でプロジェクトを終了させることなく、フェーズ2へと移行しプロジェクト活動を継続することが検討された。前記のとおり手続に時間を要することから、R/D署名を遅くとも、フェーズ1終了の8か月前の2017年10月に終えること、そのためには、前年（2016年）8月のタスクフォースで承認され、2017年1-3月ころの採択通報手続に乗せる必要があった¹⁴。

延長協議を通じて大使館の方向性は理解できていたので、タスクフォースにあたっては、フェーズ2が、ミャンマーのみならず、日本企業にとって裨益するという点について理解を得る必要があった。

もっともこれは、単に大使館の意向というのみならず、日本全体の方針でもあったと理解している。すなわち、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では「TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化」の中で「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う」旨、「日本再興戦略」では「『戦略的な人材育成の実施』の中で、海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備を推進する」旨、「インフラシステム輸出戦略」では「インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備」の中で「法制度整備支援（基本法・特別法・事業関連法の立法支援、制度の運用に従事する専門家の人材育成支援）等を実施する」旨記載されてることからも、ビジネス環境整備に資する法整備支援が、少なくともビジネス環境整備に資する法整備支援であると対外的に説明できることが求められていたと思われる。

実際、フェーズ2に向けたタスクフォースにおいても、当初要請書案に対して、「5 法務長官府において、経済関連法令の整備に際しては、日本側提案による知見が法令に盛り

¹⁴ なお、根拠等について確認したわけではないが、ミャンマーにおいては、年央採択が許容されているが、徐々に、一括採択の方向に収斂しているとのことである。

込まれ、日本企業を含む外国投資に適した環境が整備される。」との項目が追加されることになった。

5. フェーズ2の目的等

こうした経緯を受け、フェーズ2のプロジェクト目標等は、以下のとおり、フェーズ1に比して、経済関係法令の整備との部分を強調した内容となっている。

【オーバーオールゴール】

The rule of law in the legal, judicial and related sectors in Myanmar is strengthened and thereby sustainable economic growth is promoted.

【プロジェクト目標】

To improve legal infrastructure, which contribute to the establishment of market economy and promotion of foreign investment, and thereby enhance the capacity of institutions as well as officials on the legal, judicial and related sectors..

6. 課題

フェーズ1、フェーズ2に関わらず、プロジェクトの課題、ないし、プロジェクト運営にあたって留意すべき事項として感じることは以下の点である。

まず、ミャンマー法曹の、コモンローに対する憧憬、コモンロー国であるとの矜持についてである。ミャンマーは、独立後英国法の国内における効力を否定し、また判例それ自体が法源とされていないなど伝統的なコモンロー法体系かどうかについては議論があるところであるが、ミャンマー法曹一般のマインドとして、ミャンマーはコモンロー国であり、コモンロー法体系をシビルロー法体系よりも上位の法体系であると考えてコモンロー国の法律や専門家の意見を重視する傾向がある。

また、Public Awareness であるとか Public Access であるとか、ある種抽象的・観念的な、あるいは神学論争的なトピックにおいては、圧倒的にUNや欧米系ドナーの力が強く、JICAプロジェクト単独では対応できないのが現状である。小官は、ガイドラインであるとか regulation であるとか、教科書であるとか、より運用面に接着した協力の方が日本の力が発揮できるし、進出企業への裨益という要請にも応えられるのではないかと考えている。

2点目としては、ミャンマーでは、“Strategic Plan（戦略計画）”などを策定し、「〇〇年度までに△△を完成させる」と目標を立てている場合もあり、ある程度のスピード感が求められているという点である。仮に完成品が目標期限までにできない場合であっても、まずは、その目標にあわせて成果物を作成し、その後修正していくという方法が評価されることがあると感じる。

成果品の作成過程についても、WGなどで議論をしてインプットし、案を先方が作るというやり方よりも、当方が作成した案に基づいて議論をして、修正案を当方が提示して議

論を続けていくというやり方が好まれるように感じる。

3点目として、倒産法起草支援の経緯を見ても分かるとおおり、ドナー間で、支援分野に「競争」がある。〇〇法の支援、と言った大きなレベルで、一旦「競争」が始まると、現地ではほぼ調整は不可能である。単にやり方が外国法のコピーであるなどと批判するだけでなく、ドナーがいかなる計画に基づいて当該法令を支援しているのか、当該ドナーとの間に融資条件があるのかなどについて情報収集のフォローとともに日本国内における調整や支援がより必要がある。

4点目は、専門的知識を持った方に対する対応である。「オールジャパンでの支援」などとして研究者の方、実務家などに協力していただく機会が多いのではないかと思われ、当プロジェクトも日本国内の研究者や実務家の方のみならず、当地の日系法律事務所の協力を得ている。一部日本側関係者の中には、「言われてみればそのとおおり」という専門的知識はタダであり、そうした専門的知識に対価を払うことに対する抵抗が強いと思われる。小官としては、「オールジャパン」との美名の元に、その実、彼らの専門的知識をいのように利用しているだけではないか、専門性に対するリスペクトが低いのではないかと感じることがある。専門的知識の提供に対しては、有償の業務委託契約を結ぶなどして、対価をきちんと支払うことが重要ではないかと思うところである。

5点目は、他に耳目を集めるプロジェクトや計画がある中で、日本国内で影響力がある方々や企業関係者に、地味な当プロジェクトの意義をどのように説明し、認識・認知してもらうかという点に、より気を配るべきである。

また、上記記載の骨太の方針などもそうであるが、関係者はその他の政府間の合意文書などに法整備支援について読み込める記載がされるよう働きかけるべきであるし、その動向にも十分注意を払う必要がある。例えば、2016年11月に発表された「日本・ミャンマー協力プログラム」には、「Ⅰ 地方の農業と農村インフラの発展 Ⅱ 国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出 Ⅲ 都市部の製造業集積・産業振興 Ⅳ 地方と都市を結ぶ運輸インフラ整備 Ⅴ 産業発展を可能とするエネルギー協力 Ⅵ 都市開発・都市交通 Ⅶ 金融制度整備支援（政策金融／民間金融）Ⅷ 国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便 Ⅸ 国民生活に直結する保健医療分野の改善」と9つのコンポーネントからなっているが、一見すると法整備がどこに位置づけられるのか、そもそも含まれているのかすら不明である。「Ⅲ都市部の製造業集積・産業振興」の中に、「2 予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備」があり、その中で、「専門家派遣や日緬共同イニシアティブの官民対話を通じて、ビジネス・投資 環境関連法制の基準・運用の明確化、手続きの迅速化等、重複するルール of 簡素化等に向け協力する。また、知的財産制度整備に向けた協力を行うとともに、流通分野におけるビジネス環境の制度基盤を整備し、ミャンマーの流通近代化を後押しする。さらに、繊維・素形材等の有望産業の振興について政策対話等を通じて日本の知見を共有する。」との記載があり、ここでようやく法整備支援プロジェクト関連の記号も読み込めるのであるが、それはあくまでも「Ⅲ都市部の製造業集積・産業振興」のための法整備であると読むのが素直である。

当プロジェクトは政府方針に沿って、ビジネス環境整備に重点を置いているものの、本プログラム案についての協議があった段階で、日本国内での担当者が、当プロジェクトと関連する形で打ち込むことができなかつたのかと思う次第である。有り体に言ってしまうと、こうした文書に記載がある方が、プロジェクト活動の意義が説明しやすいのであるから、少しでも関連付けできるようにICDを含む関連部署の情報共有を強化し、連携して対応していただきたいと思うところである。

7. 最後に

冒頭にも記載したが、本稿は、前任者や関係者から「なんとなく伝わっている事実（あるいは事実らしきもの）」を記載することを目的としており、特定の個人を論難するつもりもないし、これまでプロジェクトに関わってきた人を非難するつもりもない。当プロジェクトの最大の成果は何かと問われると、(PDM上の成果とは異なる成果であるが)カウンターパート機関のみならず国会議員などとの人のつながりであると思われる。例えば、弁護士専門家が帰朝するに際して、当時の国会副議長が自宅招宴をして送別をしてくれるなどの人間関係を築いている。それに対して、当地における個別専門家の例であるが、関係者間で当地の手續に要する期間をうまく共有できていなかった結果、前任者と後任者の間が何か月も空いて、後任者はオフィスの掃除から業務を始め、人間関係もまったく引き継がれないという事例があるとのことである。こうした事例を聞くにつけ、当プロジェクトは人のつながりがうまく継承されていると思う。こうしたアセットを有効に活かしつつ、オリンピックのモットーに例えるならば「より（活動を）速く、より（質を）高く、より（コミットを）強く」プロジェクトを前進させていければと考えるところである。